平成２４年（フ）第５６４号
岡山市北区関西町７番11―２号
債務者　杉本久美子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３９号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9958番地　市営第二山下住宅３号
債務者　山口　ソエ
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時30分
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１４１号
栃木県小山市南乙女１丁目13番地11　サンガーデンメグミＢ102
債務者　池田　賢三
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１４５号
栃木県小山市犬塚５丁目10番地１　サンパセオ102号、従前の住所栃木県小山市駅東通り２丁目18番14号　栄荘１Ｆ
債務者　田島　　茂
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２５９７号
神奈川県藤沢市石川127番地の８　アンナミーナ130ヒルズ406
債務者　小嶋　　智
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８７号
栃木県那須郡那須町大字豊原丙786番地
債務者　渡邉　清治
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８８号
栃木県那須郡那須町大字豊原丙786番地
債務者　渡邉美恵子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９１号
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井344番地
債務者　水沼　サヨ
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９２号
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井344番地
債務者　水沼　方昭
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９４号
栃木県宇都宮市大曽２丁目５番５号　八幡山ハイツ
債務者　高橋　　輝
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７０１号
栃木県宇都宮市泉が丘４丁目４番４号　今泉市営住宅４号棟22号
債務者　藤野　正子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３７９号
横浜市鶴見区矢向３丁目19番33―307号
債務者　山本　善広
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３０号
愛知県西尾市一色町治明丑新田北ノ切23番地
債務者　水野　良男（旧姓内原）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月28日午後１時55分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
北海道帯広市西12条北３丁目１番地47　アロウンズマンション123―302号室
債務者　園部　竜司
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
栃木県那須塩原市共墾社87番地２　須藤アパート１号、前住所栃木県那須塩原市木綿畑2156番地１
債務者　加藤　美子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月14日午前11時
宇都宮地方裁判所大田原支部